

平成 19 年 4 月 17 日

各 位

住友信託銀行株式会社

コード番号：8403

レポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の判決について

当社は、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして、平成 14 年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分（以下「本件処分」）を受けました。これに対して、当社は、本件処分は法的根拠を欠く不当なものと判断し、所轄税務署長への異議申立手続及び国税不服審判所長あて審査請求手続を経て、東京地方裁判所において国及び麹町税務署長を相手方として本件処分の取消及び誤納金返還（返還請求額：約 63 億円）を求める訴訟（以下「本件請求」）を提起し、本件処分の適否を争ってまいりました。

本件請求について、本日、東京地方裁判所から当社の請求を認容する判決を受領いたしましたのでお知らせいたします（ただし、相手方は判決書の送達を受けた日から 2 週間以内に本判決に対し控訴することができます。）。

本判決による、公表済みの平成 19 年 3 月期業績予想への影響はございません。

以 上